

2024（令和6）年4月



# 南人権福祉センター だより

人権と福祉のまちづくりをめざすコミュニティーセンター 317号

発行：鳥取市南人権福祉センター / 鳥取市八坂 49-6 （電話 53-0412 FAX 53-5720）

## 「あなたはひとりじゃない」 孤独・孤立対策推進法について

### 孤独・孤立対策推進法 R6.4.1 施行します

昨今、社会環境の変化やコロナ禍の影響等により『孤独・孤立』の問題が深刻化しています。官民一体になって「孤独・孤立に悩む人が誰ひとり取り残されない社会」「相互に支え合い、人と人とのつながりが生まれる社会」を目指します。

#### 【基本理念】

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりをもつことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

〔内閣官房HP「孤独・孤立対策推進法の概念」より引用〕

#### 鳥取市の取り組み

地域住民の方々との顔が見える関係を作り、見守りや声かけ、さらに専門機関へのつなぎを行う『つながりサポーター養成研修』や、孤独・孤立の問題を皆さんに知っていただくための『シンポジウム』の開催を行い、そして民間と連携し対応する「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」も立ち上げました。

他にも、「相談支援包括化推進会議」を設置する事で、複合的な課題のある世帯を多くの関係機関が協働して支援を行っています。



人権福祉センターは、地域に開かれたコミュニティーセンターとして相談事業をはじめ様々な事業を行っています。詳しくは別紙のチラシをご覧ください。

※参加ご希望の方は南人権福祉センターまでお問合せください。☎ 53-0412



### 4月の行事予定

5日(金)	親子ふれあい教室	10:00~11:30
8日(月)、9日(火)	陶芸教室	13:30~15:30
11日(木)	健康づくり教室	13:30~15:00
16日(火)	園芸教室	13:30~15:30
10日(水)、11日(木)、15日(月)、16日(火)	サテライト事業	10:00~11:00
22日(月)、23日(火)、25日(木)	(介護予防教室等)	

やむを得ない事由により講座や事業が中止、または延期となる場合があります。何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

### 南・フレンド食堂 要予約 先着30名様

4月13日(土)11:30~13:00

場所 南人権福祉センター

大人100円 こども無料

お申込み 南人権福祉センター

☎ 0857-53-0412

### 事業報告

#### 第2回運営委員会



令和5年度第2回運営委員会を3月14日(木)に行いました。運営委員の皆様から頂きました事業についての意見を、令和6年度センター事業に活かして参りたいと思います。

## 人権福祉センターでは、人権・生活相談を受け付けています

どこに相談したらいいかわからない、誰かに話を聞いてほしい・・・。

そんな時は、一人で抱え込まないでどうか相談してください。あなたの話をお聞かせください。そして、必要であれば関係機関や専門相談窓口におつなぎいたします。

一人で行くのに不安があれば、職員が同行いたします。

南人権福祉センター ☎0857-53-0412 (月~金 8:30~17:15)

### 4月の人権・生活専門相談日程

#### ★… カウンセラー相談 …★

日時 9日(火) 23日(火) 15:00~17:00

定員 各2名 (先着順で1人60分)

【申込み先】鳥取市中央人権福祉センター

〒680-0823 鳥取市幸町151

☎ 0857-24-8241 (月~金 8:30~17:15)

#### ★… 夜間弁護士相談 …★

日時 18日(木) 18:30~20:30

定員 3名 (先着順で1人30分)

秘密厳守ですので、

安心してご相談下さい。

〔相談は無料です〕

### 【より親しんでいただける広報紙へ！】 アンケート受付中！

人権福祉センターの広報紙をお読みいただきありがとうございます。アンケートにお答えいただけたら幸いです。

※南人権福祉センターに設置しているアンケート用紙でも回答いただけます。

回答はこちらから

